〇水戸市環境基本条例
平成12年3月29日
水戸市条例第1号

目次
第1章　総則(第1条―第8条)
第2章　環境の保全及び創造に関する指針(第9条・第10条)
第3章　環境の保全及び創造に関する基本的施策(第11条―第23条)
第4章　地球環境保全の推進(第24条)
第5章　雑則(第25条)
付則

第1章　総則
(目的)
第1条　この条例は，水と緑に恵まれた本市の環境を現在及び将来にわたって保全し，更に良好な環境を創造することについて，基本理念を定め，並びに市，市民及び事業者の責務を明らかにするとともに，環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより，環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し，もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
(定義)
第2条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。
(1)　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって，環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
(2)　地球環境保全　人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行，海洋の汚染，野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって，人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
(3)　公害　環境の保全上の支障のうち，事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染，水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)，土壌の汚染，騒音，振動，地盤の沈下及び悪臭によって，人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。
(環境の保全及び創造に関する理念)
第3条　環境の保全及び創造は，市民が健康で安全に暮らすことのできる快適な生活環境を確保し，及び水と緑に恵まれた本市の自然環境を保護するとともに，これらを将来の世代へ継承していくことを旨として行われなければならない。
2　環境の保全及び創造は，人と自然が共生し，環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら，持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として行われなければならない。
3　環境の保全及び創造は，人類共通の重要な課題である地球環境保全を国際的協調の下に積極的に推進することを旨として行われなければならない。
(市の責務)
第4条　市は，前条に定める環境の保全及び創造に関する理念(以下「基本理念」という。)にのっとり，環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し，これを実施する責務を有する。
(市民の責務)
第5条　市民は，基本理念にのっとり，その日常生活において，良好な水質の保全，廃棄物の減量，騒音の発生防止その他環境への負荷の低減に努めなければならない。
2　前項に定めるもののほか，市民は，基本理念にのっとり，環境の保全及び創造に自ら努めるとともに，市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。
(事業者の責務)
第6条　事業者は，基本理念にのっとり，その事業活動を行うに当たっては，公害を防止するとともに，自然環境の保護に努めなければならない。
2　前項に定めるもののほか，事業者は，基本理念にのっとり，環境の保全及び創造に自ら努めるとともに，市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。
(環境基準の確保)
第7条　市，市民及び事業者は，国の定める環境基準が確保されるように努めなければならない。
(年次報告)
第8条　市長は，毎年，環境の状況，環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等について報告書を作成し，これを公表しなければならない。
第2章　環境の保全及び創造に関する指針
(施策の策定等に係る指針)
第9条　市は，環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては，基本理念にのっとり，各種の施策相互の連携を図りつつ，総合的かつ計画的に行わなければならない。
(環境基本計画)
第10条　市長は，環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため，環境の保全及び創造

に関する基本となる計画
(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。
2　環境基本計画は，次に掲げる事項について定めるものとする。
(1)　環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の大綱
(2)　その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
3　市長は，環境基本計画の策定に当たっては，あらかじめ水戸市環境審議会条例(平成4年水戸市条例第35号)に規定する水戸市環境審議会の意見を聴かなければならない。
4　市長は，環境基本計画を策定したときは，これを公表しなければならない。
5　前2項の規定は，環境基本計画の変更について準用する。
第3章　環境の保全及び創造に関する基本的施策
(自然環境の保全に関する措置)
第11条　市は，緑化を推進し，動植物を保護し，その他自然環境を保全するため，必要な措置を講ずるものとする。
(歴史的遺産等の保全の推進)
第12条　市は，歴史的及び文化的な遺産の保全を推進するため，必要な措置を講ずるものとする。
(土地利用等に関する措置)
第13条　市は，地域開発計画，都市計画，産業振興計画等の策定に当たっては，土地利用の基本構想に適合するように必要な措置を講ずるものとする。
2　市は，開発行為(主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。)により，良好な環境が損なわれることのないように，必要な措置を講ずるものとする。
(環境影響評価の推進)
第14条　市は，土地の形状の変更，工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が，その事業の実施に当たり，あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査，予測又は評価を行い，その結果に基づき，その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため，必要な措置を講ずるものとする。
(公害の防止)
第15条　市は，化学物質等による環境への負荷の低減に努めるとともに，公害の発生を未然に防止するため，必要な措置を講ずるものとする。
2　市は，水源の保護並びに河川及び湖沼の浄化を推進するため，必要な措置を講ずるものとする。
(協定の締結等)
第16条　市は，必要があると認めるときは，事業者と協定を締結し，その他の必要な措置を講ずるものとする。

(施設整備の推進)
第17条　市は，公園，緑地その他の公共的施設の整備を推進するため，必要な措置を講ずるものとする。
2　市は，廃棄物及び下水道の公共的な処理施設の整備その他環境の保全に資する事業を推進するため，必要な措置を講ずるものとする。
(快適な生活環境の確保)
第18条　市は，火災，水害，地震災害その他の災害の発生を予防し，又は拡大を防止するため，必要な措置を講ずるものとする。
2　市は，道路交通環境の整備その他市民の交通安全を確保するため，必要な措置を講ずるものとする。
3　市は，空き缶等の散乱を防止し，清潔で美しい生活環境を確保するため，必要な措置を講ずるものとする。
4　市は，空き地が放置されることにより生ずる防火上，防犯上その他環境の保全上の支障を防止するため，必要な措置を講ずるものとする。
5　市は，建築物による日照阻害及び電波障害を防止するため，必要な措置を講ずるものとする。
(資源の循環的利用の推進)
第19条　市は，資源の循環的な利用，エネルギーの効率的な利用並びに廃棄物の減量及び適正な処理を促進するため，必要な措置を講ずるものとする。
(環境教育の推進等)
第20条　市は，市民及び事業者が環境の保全及び創造に関する理解を深めるとともに，これらの者の自発的活動が促進されるように，教育及び文化活動の推進並びに広報活動の充実に努めるものとする。
(監視体制の整備)
第21条　市は，環境の状況を把握するとともに，環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため，必要な監視の体制を整備するように努めるものとする。
(推進体制の整備)
第22条　市は，環境の保全及び創造に関する施策を推進するため，必要な体制を整備するものとする。
(民間団体等の自発的な活動の促進)
第23条　市は，市民，事業者又はこれらの者が組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動，再生資源の回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように，必要な措置を講ずるものとする。
第4章　地球環境保全の推進
(地球環境保全の推進及び国際協力)

第24条　市は，地球環境保全に関する施策を推進するとともに，国，他の地方公共団体及び民間団体等と協力し，地球環境保全に関する国際協力に努めるものとする。
第5章　雑則
(委任)
第25条　この条例の施行について必要な事項は，別に定める。
付則
(施行期日)
1　この条例は，平成12年4月1日から施行する。
(水戸市市民環境の整備保全に関する基本条例の廃止)
2　水戸市市民環境の整備保全に関する基本条例(昭和49年水戸市条例第7号)は，廃止する。
(水戸市空き地等の管理の適正化に関する条例の一部改正)
3　水戸市空き地等の管理の適正化に関する条例(昭和50年水戸市条例第5号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略